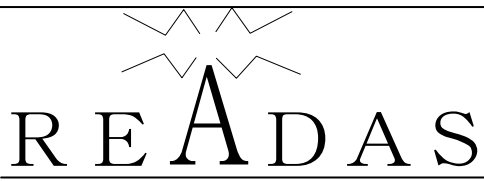


第 4737 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 5月28日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 日本版ISAの期限後の取扱い

**Q**：日本版ISAが、平成26年1月から5年限定で始まるそうですが、5年過ぎたらどうなるのですか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

日本版ISAが平成26年1月から開始されます。

日本版ISAとは、証券会社や銀行などの金融機関で少額投資非課税口座を開設して上場株式や投資信託等を購入した場合に、配当や譲渡損益が非課税になる制度で、年間100万円まで購入でき、5年間非課税になるというものです。

20歳以上であれば誰でも利用することができます。

対象となる商品は、上場している株式のほか、上場投資信託、不動産投資信託、株式投資信託等ですが、特定口座にある株式や投資信託等を移すことは認められません。

非課税期間は5年間ですが、これが終わりましたら、少額投資非課税口座にある上場株式や投資信託等は、特定口座や一般口座などの課税口座に移り、その後の配当や譲渡損益については課税されることになります。

また、特定口座などに移管せずに、引き続き少額投資非課税口座で、翌年の非課税枠100万円を利用して、そのまま保有し続けることも認められます。

